

運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

2026年7月1日現在

	内 容	活 動 報 告
(1)	輸送の安全に関する基本方針	貨物自動車運送事業に携わる当社およびグループ関係会社の使命は、「安全」「迅速」「確実」にお客様の商品を無事故で輸送し、その社会的責任を果たすことである。 当社およびグループ関係会社は、「安全の確保を全ての業務の基本とする」という経営理念に基づき、交通事故ならびに労働災害事故を撲滅するため全力を傾注する。これらの事故は事故の当事者および家族に人的、物的、精神的損害を与えるだけでなく、顧客や会社の信用を失墜させ、会社の存続をも危うくすることになる。 当社およびグループ関係会社は、安全基本方針の円滑な運用を図るために「安全管理規定」を制定し、以下のことを実施する。 1. 関係法令等の遵守と安全最優先の原則を各部署へ徹底する。 2. 安全方針を設定し各部署に周知する。 3. 安全方針に沿って具体的な施策を実施するために各営業所にて安全目標を設定する。 4. 重大な事故等への対応を確実に行う。 5. 運輸安全マネジメントシステムを確立し、実施し、維持するとともに、輸送の安全を確保するために必要な経営資源（人員、情報、設備等）を提供する。 6. 運輸安全マネジメントシステムを定期的に見直しすることで継続的な改善を行う。
(2)	輸送の安全に関する目標設定	2026年度 安全目標 関係法令等の遵守と輸送の安全の確保を徹底する。 1. 関係法令の遵守 1) 運輸安全マネジメント要求事項に対し、管理体制を整え、関係法令を遵守すること。 2) 残留アルコール検出者（E判定者）ゼロを達成させること。 2. 輸送の安全の確保 1) 重大事故ゼロ。 2) 有責事故の発生件数を2025年度実績に対し80%以下とする。 3) 重大事故、構内事故の削減に向け、「2026年度 安全重点指導項目」を遵守させること。 4) 所属長は積極的に点呼執行に関与し、点呼基準に準ずる点呼執行体制を構築すること。 5) 乗務員からヒヤリ・ハット情報を積極的に収集し、その情報をKYTや予防措置につなげ、有責事故を削減させること。また予防措置は、四半期ごとに報告すること。 6) 「運輸防災マネジメントレビュー指示書」並びに「2026年度 安全目標」を踏まえ、店所の年度目標を定め、実行計画、年間教育計画を遅滞なく実施すること。 7) 疾病の恐れのある乗務員の運行が及ぼす危険性について教育をおこない、3年サイクルで全乗務員にSAS簡易検査を受診させ、要精密検査者、要治療者へ適切な対応を実施すること。 3. 自然災害への対応 1) 運輸防災マニュアルに基づき、自然災害の発生に備え、計画的に教育訓練をおこなうこと。 2) 店所においてはハザードマップを把握し、そのリスクを評価のうえ、平時の準備と実地訓練をおこなうこと。 4. 内部コミュニケーションの充実 1) 輸送の安全、関係法令の遵守、職場環境の向上などに関し、乗務員同士が意見や要望を発することのできる機会を設けること。 5. 利害関係者からの安全に関する要望、苦情の撲滅 1) 運転クレーム（マナー、モラル等）を発生させないこと。
(3)	貨物自動車運送事業法第二十四条の三で定める輸送の安全に係る情報	2024年度 ➤ 1件 2024年8月30日 有責死亡事故発生（栗橋営業所） 2025年度 ➤ 1件 2025年8月21日 有責重傷事故発生（コープ日配センター） 2025年度 有責死亡事故発生無し
(4)	輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統	安全管理体制（安全管理組織図） 代表取締役社長 安全統括管理者 運行管理者・整備管理者

(5)	輸送の安全に関する重点施策	輸送の安全に関する重点施策を以下の通り定める。 1. 輸送の基本に関する基本的な方針（三条）に基づき、次に掲げる事項を行う。 （1）輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令および本規程に定められた事項を遵守すること。 （2）輸送の安全に関する費用支出および投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。 （3）輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じること。 （4）輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達・共有すること。 （5）輸送の安全に関する教育および研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。 2. グループ企業が密接に協力し一丸となって輸送の安全性の向上に努める。 3. 下請事業者を利用する場合にあっては、下請事業者の輸送の安全の確保を阻害するような行為を行わない。更に、下請事業者と長期契約を結ぶ等の密接な関係にある場合は、可能な範囲において下請事業者の輸送の安全の向上に協力するよう努める。																
(6)	輸送の安全に関する教育および研修の計画・前年度の実績	2 0 2 5 年度 教育訓練計画は以下の通り実施。 【管理者教育・会議】 <table><tr><td>運行管理者教育（安全管理部主催）</td><td>〈2 0 2 5 年度 実績 5 名〉</td></tr><tr><td>運行管理者実務研修（講師：社内担当者 インターリスク総研）</td><td>〈2 0 2 5 年度 実績 1 6 名〉</td></tr><tr><td>運輸課セクション会議（HN事業管理部主催）</td><td>〈2 0 2 5 年度 実績 2 9 名／1 0 回〉</td></tr></table> 【安全実技研修】 <table><tr><td>四輪安全運転研修（レインボー埼玉、浜名湖。熊本、近鉄自動車）</td><td>〈2 0 2 5 年度 実績 1 0 9 名〉</td></tr><tr><td>添乗指導者研修（レインボー埼玉、浜名湖、小田原DS）</td><td>〈2 0 2 5 年度 実績 1 1 名〉</td></tr><tr><td>新任乗務員研修（東洋自動車教習所）</td><td>〈2 0 2 5 年度 実績 7 7 名〉</td></tr></table> 【乗務員教育】 <table><tr><td>乗務員研修・事故惹起者研修（安全管理部 主催）</td><td>〈2 0 2 5 年度 実績 1 2 6 名〉</td></tr><tr><td>シニア乗務員自覚研修（八尾自動車教習所）</td><td>〈2 0 2 5 年度 実績 1 5 名〉</td></tr></table>	運行管理者教育（安全管理部主催）	〈2 0 2 5 年度 実績 5 名〉	運行管理者実務研修（講師：社内担当者 インターリスク総研）	〈2 0 2 5 年度 実績 1 6 名〉	運輸課セクション会議（HN事業管理部主催）	〈2 0 2 5 年度 実績 2 9 名／1 0 回〉	四輪安全運転研修（レインボー埼玉、浜名湖。熊本、近鉄自動車）	〈2 0 2 5 年度 実績 1 0 9 名〉	添乗指導者研修（レインボー埼玉、浜名湖、小田原DS）	〈2 0 2 5 年度 実績 1 1 名〉	新任乗務員研修（東洋自動車教習所）	〈2 0 2 5 年度 実績 7 7 名〉	乗務員研修・事故惹起者研修（安全管理部 主催）	〈2 0 2 5 年度 実績 1 2 6 名〉	シニア乗務員自覚研修（八尾自動車教習所）	〈2 0 2 5 年度 実績 1 5 名〉
運行管理者教育（安全管理部主催）	〈2 0 2 5 年度 実績 5 名〉																	
運行管理者実務研修（講師：社内担当者 インターリスク総研）	〈2 0 2 5 年度 実績 1 6 名〉																	
運輸課セクション会議（HN事業管理部主催）	〈2 0 2 5 年度 実績 2 9 名／1 0 回〉																	
四輪安全運転研修（レインボー埼玉、浜名湖。熊本、近鉄自動車）	〈2 0 2 5 年度 実績 1 0 9 名〉																	
添乗指導者研修（レインボー埼玉、浜名湖、小田原DS）	〈2 0 2 5 年度 実績 1 1 名〉																	
新任乗務員研修（東洋自動車教習所）	〈2 0 2 5 年度 実績 7 7 名〉																	
乗務員研修・事故惹起者研修（安全管理部 主催）	〈2 0 2 5 年度 実績 1 2 6 名〉																	
シニア乗務員自覚研修（八尾自動車教習所）	〈2 0 2 5 年度 実績 1 5 名〉																	
(7)	事故・災害等に関する報告連絡体制	事故・労災等に関する報告連絡体制を運輸安全マニュアルに定める。 1. 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号 運行管理規程参照）に定める事故・災害があった場合は、報告規則の規定に基づき、国道交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。 2. 事故・災害が発生した場合における報告連絡体制の詳細を別紙に定める。 3. 事故・災害等に対する改善については、第十六条に基づき実施する。																
(8)	輸送の安全に関する教育・訓練	輸送の安全に関する教育・訓練について、運輸安全マニュアルに定める。 1. 店所・センター長は、「運輸安全教育・訓練計画書」に基づき自部署の輸送の安全に関する目標を達成させるために必要となる人材育成のための教育・訓練の具体的計画を毎年3月に策定し、確実に実施する。 2. 輸送の安全教育・訓練には以下のものがある。 （1）運転者に対する法で定められた教育・診断 ①初任運転者に対する特別な指導・診断 ②事故惹起者に対する特別な指導・診断 ③高齢運転者に対する特別な指導・診断 ④一般的な指導及び監督（法定12項目教育） ※貨物自動車運送事業者が運転者に対して行う指導及び監督の指針の改正概要追加内容を漏れなく指導する。 ※①～④の実施手順については、運輸安全マニュアルに定める。 （2）添乗指導（新規採用時・事故発生時・50歳以上・65歳以上・一般運転者2年に1回） （3）新規採用者教育 （4）事故惹起者教育 （5）適性診断（法定以外は、一般運転者に対して3年に1回以上予め計画を立てて実施する。） （6）危険予知訓練 （7）個人面談 （8）運転記録証明書（自動車安全運転センター発行のものを年1回〈過去5年分〉取得し、事故・違反内容の確認及び指導を行いその内容を記録する。） （9）その他の教育・訓練 3. 店所・センター長は、輸送の安全に関する教育・訓練を「運輸安全教育・訓練実施記録書」等に記載し維持する。																
(9)	輸送の安全に関する内部監査	2 0 2 5 年度 （4月～3月） <table><tr><td>監査実施部署数</td><td>3 4 部署</td><td>（全事業所）</td></tr><tr><td>上記を踏まえた処置内容</td><td>内部監査による指摘件数 4 4 件</td><td>（前年差＋8件）</td></tr></table>	監査実施部署数	3 4 部署	（全事業所）	上記を踏まえた処置内容	内部監査による指摘件数 4 4 件	（前年差＋8件）										
監査実施部署数	3 4 部署	（全事業所）																
上記を踏まえた処置内容	内部監査による指摘件数 4 4 件	（前年差＋8件）																
(10)	輸送の安全に関する予算等の実績額	2 0 2 5 年度 <table><tr><td>（1）安全に係る機器、設備費</td><td>3 7, 1 2 9 千円</td><td></td></tr><tr><td>（2）安全に係る研修、教育費、厚生費</td><td>3 7, 4 3 5 千円</td><td>合計 7 4, 5 6 4 千円</td></tr></table>	（1）安全に係る機器、設備費	3 7, 1 2 9 千円		（2）安全に係る研修、教育費、厚生費	3 7, 4 3 5 千円	合計 7 4, 5 6 4 千円										
（1）安全に係る機器、設備費	3 7, 1 2 9 千円																	
（2）安全に係る研修、教育費、厚生費	3 7, 4 3 5 千円	合計 7 4, 5 6 4 千円																
(11)	安全統括管理者 安全管理規程	【安全統括管理者】 執行役員 開発事業部長 本間 尚（2 0 2 2 年6月14日選任） 【安全管理規程】 別紙参照 （2 0 2 4 年4月1日 改定版）																